

動産管理において最も頻繁に行われていたのは「通帳・印鑑・保険証等の管理」で、全体の平均では、およそ2日に1回の頻度で行われていた。特に、本人と同居の親族後見人は、年に240回ほど（3日に2回の割合で）こうした業務を行っている。このように、実際に多くの事案において、後見人等が、本人の印鑑や保険証等を預かって継続的に管理していることが分かる。

これに次いで、日常的な金銭管理である「日常生活の小口現金の管理」が、かなり高い頻度で実施されていた（1年あたり46回）。

また、「預貯金・口座の管理、入出金等」、「定期的な料金支払い・受領」、「株式・国債・信託・外貨預金等」、「各種物品・商品の売買」が、いずれも月1回ほどの頻度で実施されていた。これらはどれも、本人との月1回の面会に合わせて行われたり、1ヵ月毎に実施する必要があるものであったりするため、結果として月1回ほどの頻度で定期的に行われているものと考えられる。

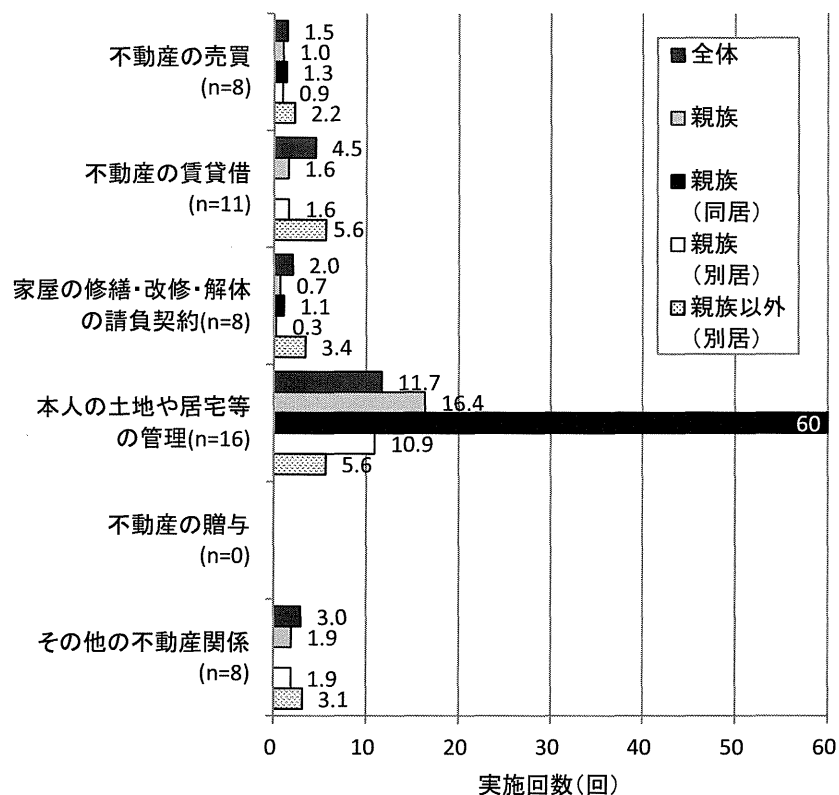
このうち「各種物品・商品の売買」については、親族後見人が1年あたり18回実施しているのに対し、第三者後見人はわずか3回しか実施していなかった。これは、一般に、第三者後見人は本人の買い物を行う機会が少ないことによるものと考えられる。

なお、これら以外の業務については、全般的に実施頻度は非常に少なかった（年数回程度の実施回数）。

### 13.3.2. 不動産管理の実施回数

次に、後見人等による不動産管理の1年あたりの実施回数について見てみる（図13-13）。

〔図13-13〕 不動産管理の実施回数(1年あたり)[業態別]



すると、「本人の土地や居宅等の管理」について、全体の平均で1年あたり12回と、最も多く行われていた。なかでも突出してその頻度が高いのが、本人と同居の親族後見人であり、その回数は年60回（週に1回以上の割合）であった。これは、本人と同じ土地や居宅に後見人自身が居住しているために、その管理を日常的に行うことになるからである。一方で、本人と別居の親族後見および第三者後見の場合は、その回数はいずれも年に5～10回程度であった。

また、その他の不動産管理業務については、いずれも1年あたり5回以下であり、その実施回数は非常に少なかった。

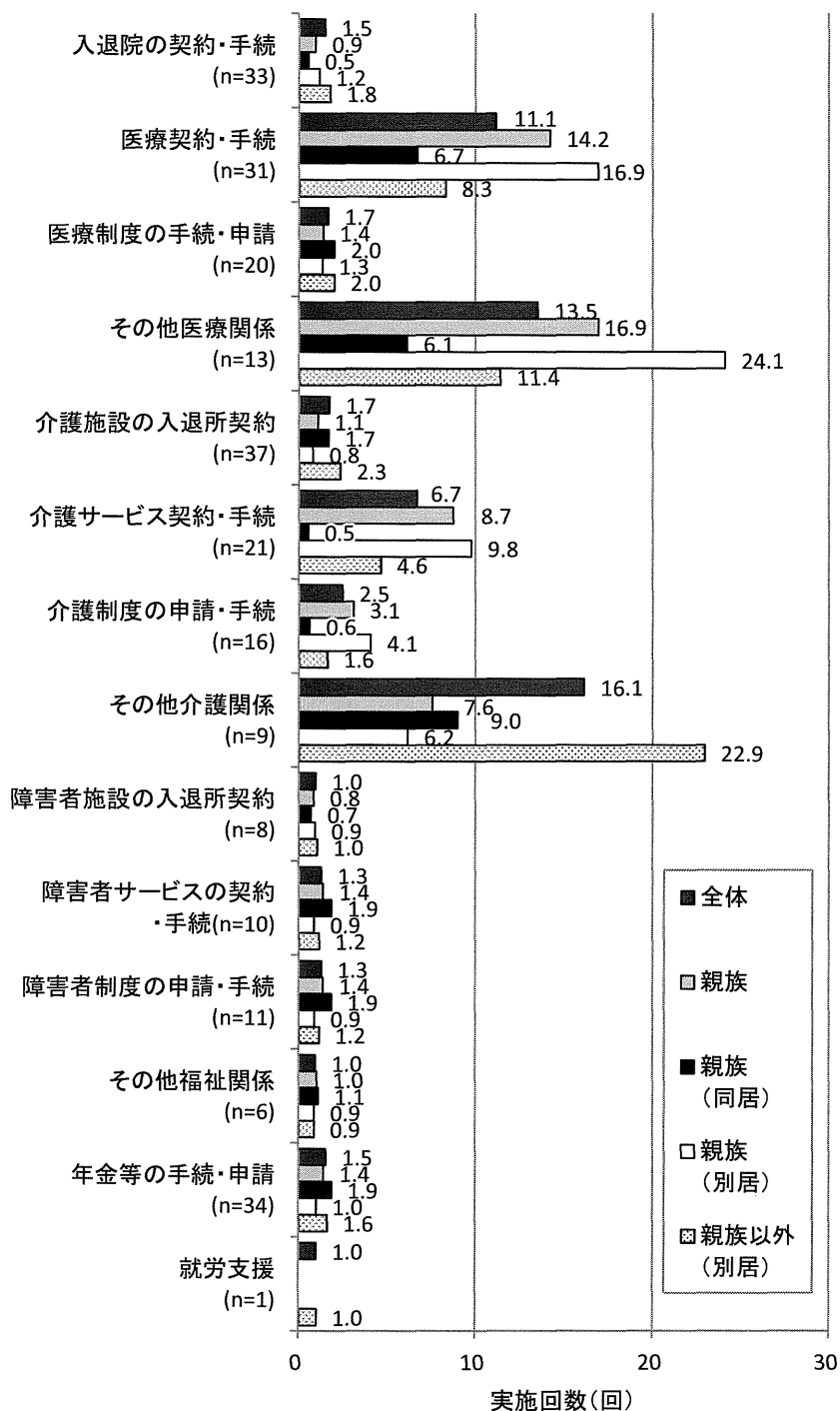
### 13.3.3. 身上監護（法律行為）の実施回数

次に、身上監護（法律行為）の1年あたりの実施回数について見てみる（図13-14）。

ここで、年間実施回数の平均が多いのは、順番に「その他介護関係」（年16回）、「その他医療関係」（年14回）、「医療契約・手続」（年11回）、「介護サービス契約・手続」（年7回）となっている。ただし、その頻度は、業態ごとに大きな相違が見られる。

まず、「その他介護関係」については、第三者後見における頻度が最も高く、1年あたり20回以上を数える。また、「その他医療関係」（年平均実施回数24回）や「医療契約・手続」（同、17回）については、本人と別居の親族後見における実施頻度が最も多くなっている。

[図13-14] 身上監護(法律行為)の実施回数(1年あたり)[業態別]



### 13.3.4. 身上監護(事実行為)の実施回数

次に、身上監護(事実行為)の1年あたりの実施回数について見てみる(図13-15)。

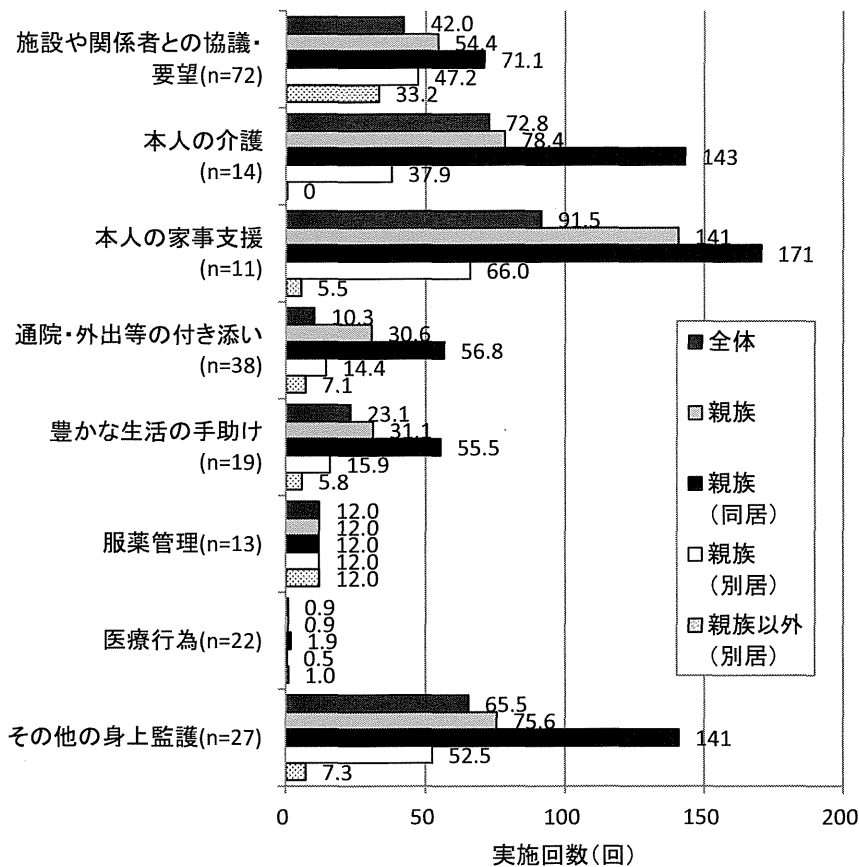
すると、業態によって、その1年あたりの実施回数に大きな差異が生じていることが分かる。まず、同居の親族後見においては、ほとんどの業務について、その1年あたりの実施回数が最も多くなっている。なかでも、「本人の家事支援」は年170回ほど行われており(ほぼ2日に1回の頻度)、「本人の介護」と「その他の身上監護」についても、年140回ほど実施されていた。また、「施設や関

係者との協議・要望」(年 71 回)、「通院・外出等の付き添い」(年 57 回)、「豊かな生活の手助け」(年 56 回)についても、他の業態よりも非常に多く実施されていた。

なお、第三者後見においては、いずれの業務についてもその実施頻度は親族後見に比べて少なく、最も回数の多い「施設や関係者との協議・要望」でも、1 年あたり 33 回であった。その他の業務については、0 回～10 回程度にすぎなかった。

また、「医療行為」については、いずれの業態においても、ほとんど行われていなかった。

[図13-15] 身上監護(事実行為)の実施回数(1年当たり)[業態別]



以上より、事実行為としての身上監護は、特に本人と同居の親族後見においてかなり頻繁に行われているのに対して、第三者後見では、特に「家事」や「介護」についてはほとんど行われておらず、業態によって大きな差異が生じていることが分かった。また、この「家事」や「介護」については、全体的にその実施率よりも実施回数の多さが目立った。そして親族後見においても、これらの業務をほとんど行わない場合と、かなり頻繁に行う場合と、2 極化していることが明らかになった。

### 13.3.5. 法的対応の実施回数

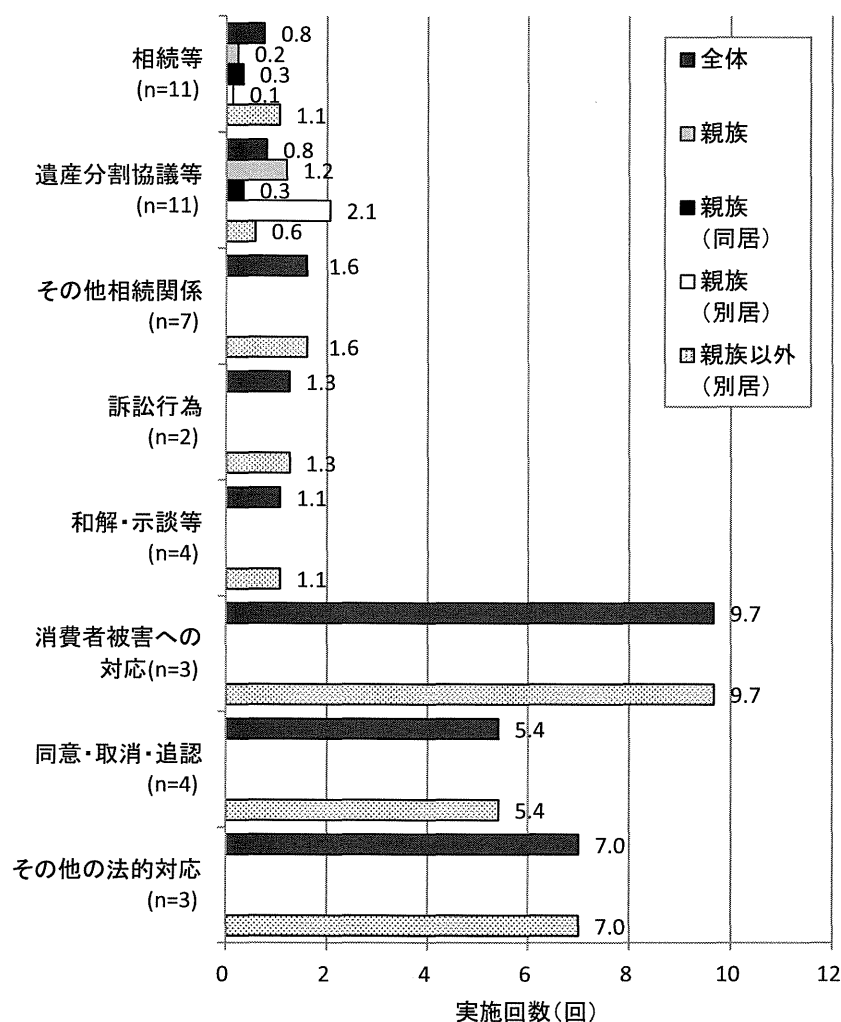
次に、後見人等による法的対応の 1 年あたりの実施回数について見てみる (図 13-16)。

この法的対応の業務は、全般的に実施率が非常に低い (それゆえサンプル数が非常に少ない) ため、やや極端な傾向があらわれているが、それでも、業態別に明確な違いが生じていた。

すなわち、法的対応については、「遺産分割協議等」を除いて、親族後見人がこうした業務を行う

ことはほぼなく、もっぱら第三者後見において実施されているということである。なかでも、「消費者被害への対応」（年 10 回）、「同意・取消・追認」（年 5 回）などの業務は比較的多く実施されていた。

[図13-16] 法的対応の実施回数(1年あたり)[業態別]

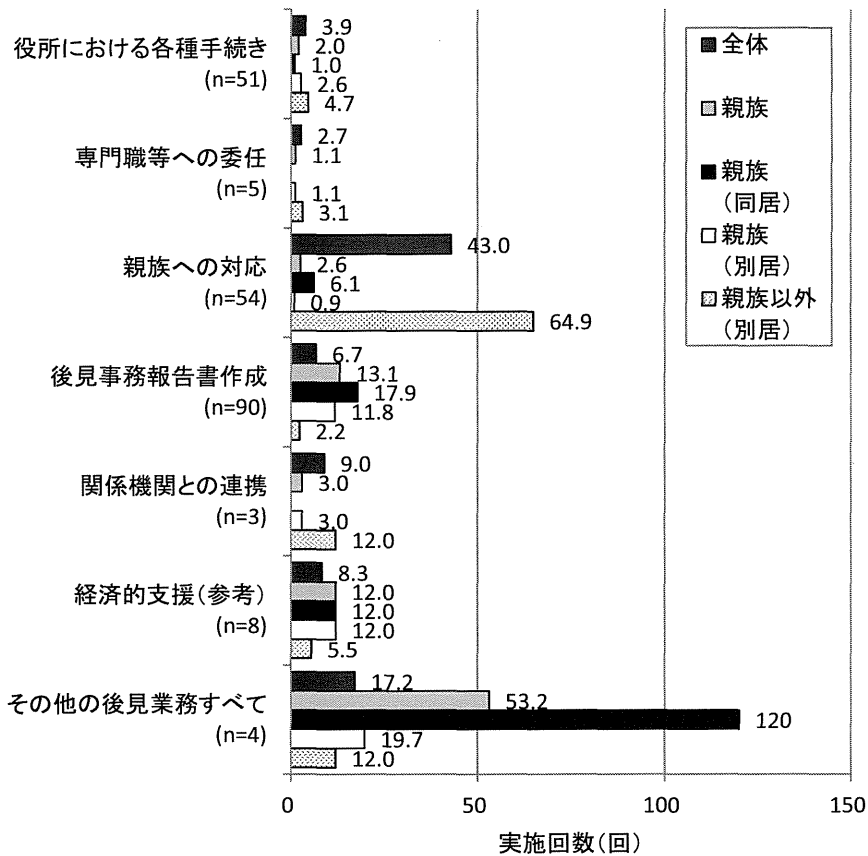


### 13.3.6. その他の後見業務の実施回数

最後に、その他の後見業務の1年あたりの実施回数について見てみる（図13-17）。

全般的傾向としては、第三者後見において「親族への対応」がかなり頻繁に（年 65 回）行われている以外は、いずれの業務においてもその実施回数（いずれも年 10 回未満）は多くはなかった（「その他の後見業務すべて」を除く）。ただし、「後見事務報告書作成」については、基本的には1年に1度、家庭裁判所への提出が義務付けられており（したがって実施率は非常に高い）、定期的に領収書等の整理や書類への記入等を行っている後見人が多いため、平均で1年あたり7回という実施回数となっている。

[図13-17] その他の後見業務の実施回数(1年あたり)[業態別]



### 13.4. 後見業務の実施時間

続いて、各後見業務の1年あたりの実施時間について詳しく検討する。

なお、ここにおける業務の実施時間とは、全後見人の平均実施時間ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均実施時間のことを意味している。

#### 13.4.1. 動産管理の実施時間

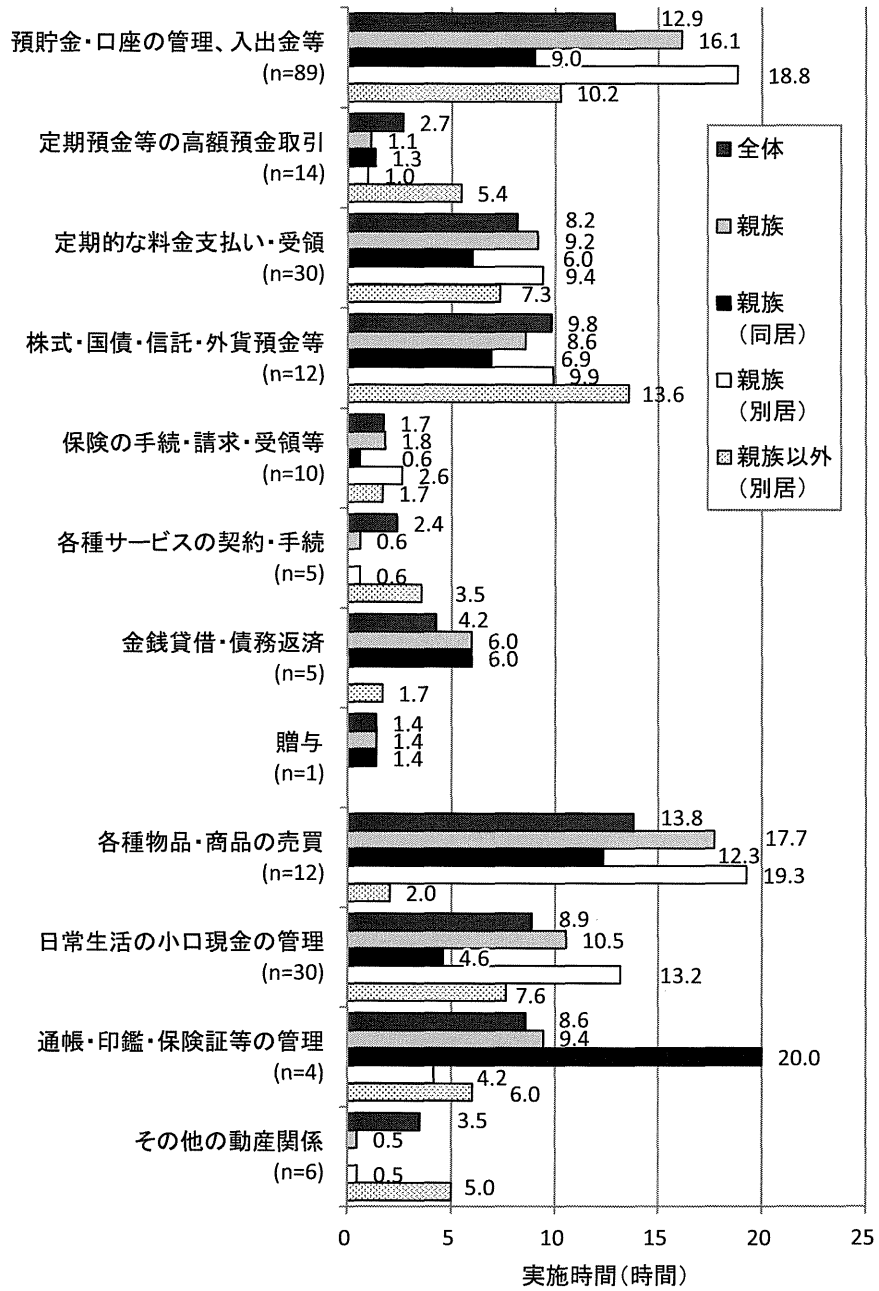
まず、後見人等による動産管理の1年あたりの実施時間について見てみる(図13-18)。

まず全般的な傾向としては、「株式・国債・信託・外貨預金等」、「各種物品・商品の売買」、「預貯金・口座の管理、入手金等」、「定期的な料金支払い・受領」が、1年あたり10時間前後実施されており、比較的長い時間が費やされているといえる。

他方、「定期預金等の高額預金取引」、「保険の手続・請求・受領等」、「各種サービスの契約・手続」、「贈与」の業務の実施時間はいずれも年平均3時間以下であり、比較的短かった。

なお、「通帳・印鑑・保険証等の管理」については、1年あたりの実施回数(年平均160回)は突出して多かったが、実施時間(年9時間)はそれほど多くなかった。

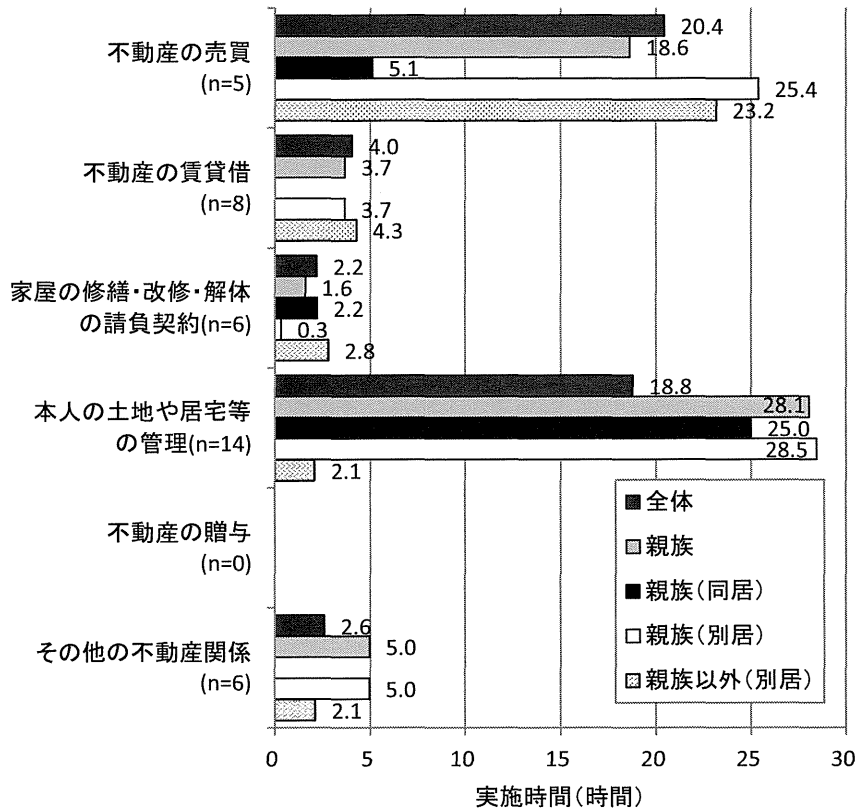
[図13-18] 動産管理の実施時間(1年あたり)[業態別]



### 13.4.2. 不動産管理の実施時間

次に、後見人等による不動産管理の1年あたりの実施時間について見てみる（図13-19）。

〔図13-19〕 不動産管理の実施時間(1年あたり)〔業態別〕



すると、「本人の土地や居宅等の管理」（平均年 19 時間）、「不動産の売買」（年 20 時間）の実施時間が突出して長くなっている。前者については、主に親族後見において、日常的に管理が行われている（実施率が高い）ため、1年あたりの実施時間も長くなっているのに対し、後者については、多額の資産を扱うため、1回あたりの実施時間が長くなっているものと思われる。

その他の「不動産の賃貸借」（年 4 時間）や「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」（年 2 時間）については、年間の実施時間は相対的に短かった。

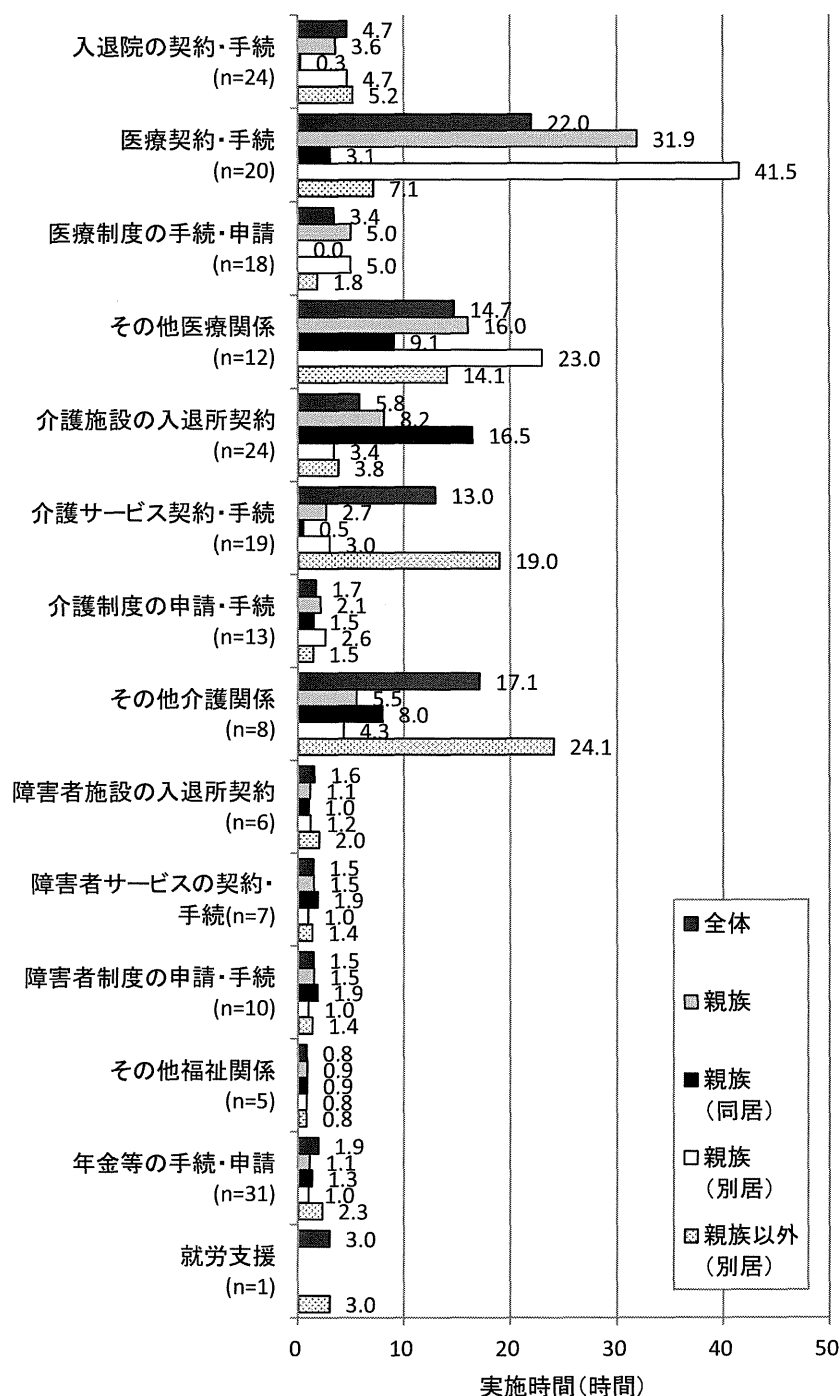
### 13.4.3. 身上監護（法律行為）の実施時間

次に、身上監護（法律行為）の1年あたりの実施時間について見てみる（図13-20）。

まず全般的傾向として、医療と介護に関する法律行為（特に医療・介護サービスの利用契約等）についてはかなりの程度の時間が費やされている一方で、制度的な手続・申請、障がい者関連の業務、年金や就労支援に関する業務については、いずれの業態についてもその1年あたりの実施時間はわずかであった（年 3 時間未満）。



[図13-20] 身上監護（法律行為）の実施時間（1年あたり）〔業態別〕



またこの身上監護（法律行為）の業務については、業態間で大きなばらつきが見られた。

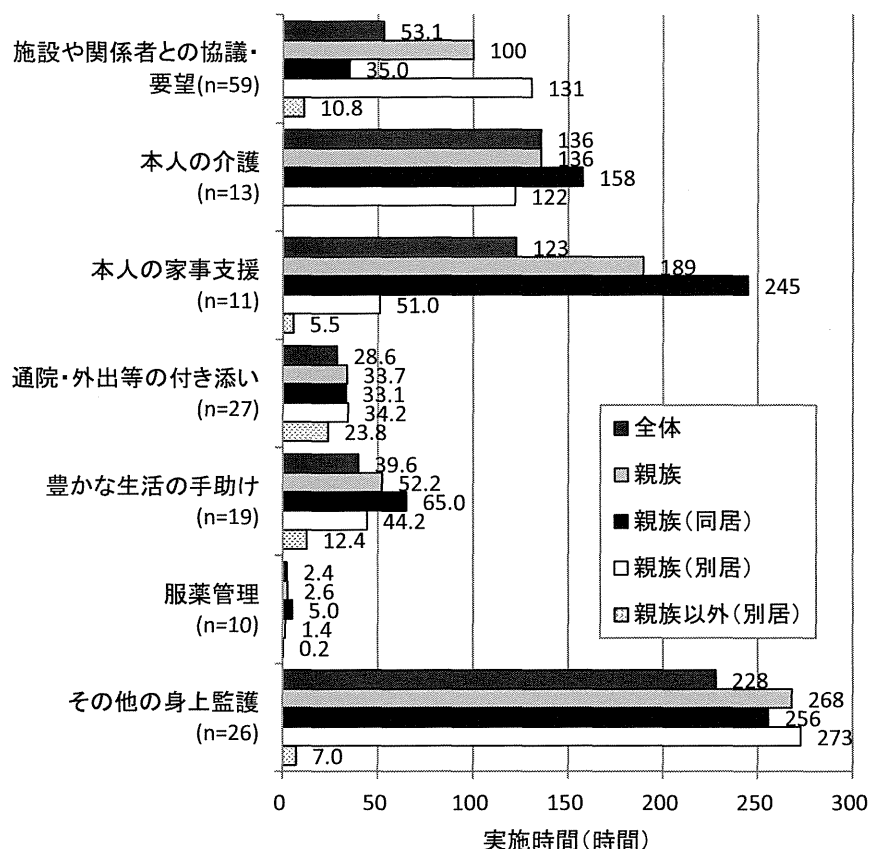
まず、「医療契約・手続」（年 42 時間）および「その他医療関係」（年 23 時間）の業務については、本人と別居の親族後見における 1 年あたりの実施時間が相対的に長くなっている。また、「介護サービス契約・手続」と「その他介護関係」については、第三者後見における実施時間が、それぞれ年 20 時間前後と、他より長くなっている。

これらより、同じ法律行為としての身上監護業務であっても、後見人等の業態の違いによって、1 年あたりの実施時間は大きく異なることが分かる。このことは、業態の違いだけではなく、さらに別の要素、例えば、本人が病院・施設等に入所しているか、あるいは在宅であるかなどの違いを反映していると考えられる。

### 13.4.4. 身上監護（事実行為）の実施時間

次に、身上監護（事実行為）の1年あたりの実施時間について見てみる（図13-21）

〔図13-21〕 身上監護(事実行為)の実施時間(1年あたり)[業態別]



まず全体的な傾向としては、この業務の1年あたりの実施回数と似ている。すなわち、親族後見人が事実行為としての身上監護に長い時間を使っているのに対して、第三者後見人はこれらの活動にほとんど時間を使っていない。

またこの身上監護（事実行為）は、これ以外の諸業務と比べて、その実施時間が相対的に非常に長いことが特徴的である。なかでも実施時間の長い業務として、「その他の身上監護」（年約230時間）、「本人の介護」（年約140時間）、「本人の家事支援」（年約120時間）などが挙げられる。

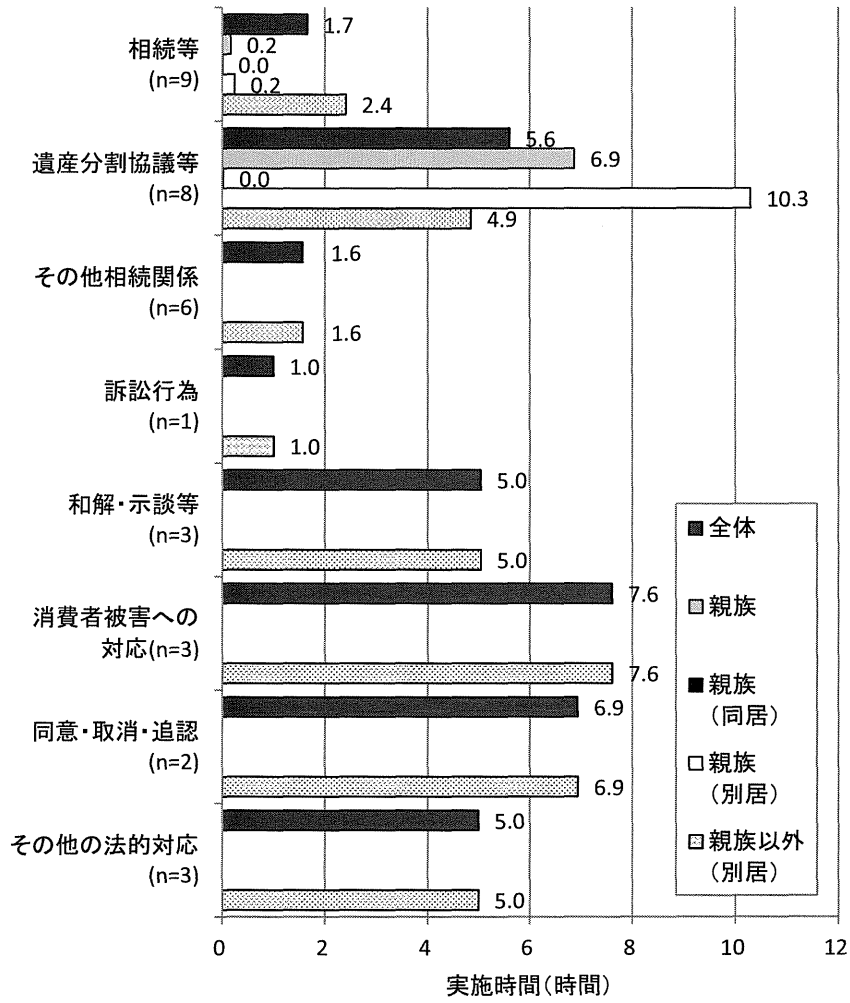
これらの業務と比べると、「通院・外出等の付き添い」（年29時間）や「豊かな生活の手助け」（年約40時間）などは、その実施時間が相対的に短くなっている（それでも他の諸業務と比べると十分長い）。

### 13.4.5. 法的対応の実施時間

次に、後見人等による法的対応の1年あたりの実施時間について見てみる（図13-22）。

まず全体的な特徴としては、この業務の実施回数における特徴とほぼ同じである。すなわち、親族後見人は、「遺産分割協議等」以外の法的対応業務にはほとんど時間を使っておらず（そもそもこれらの業務をほとんど実施していない）、これらの業務（特に「消費者被害への対応」や「同意・取消・追認」など）に時間を費やしているのは、もっぱら第三者後見人である、ということである。

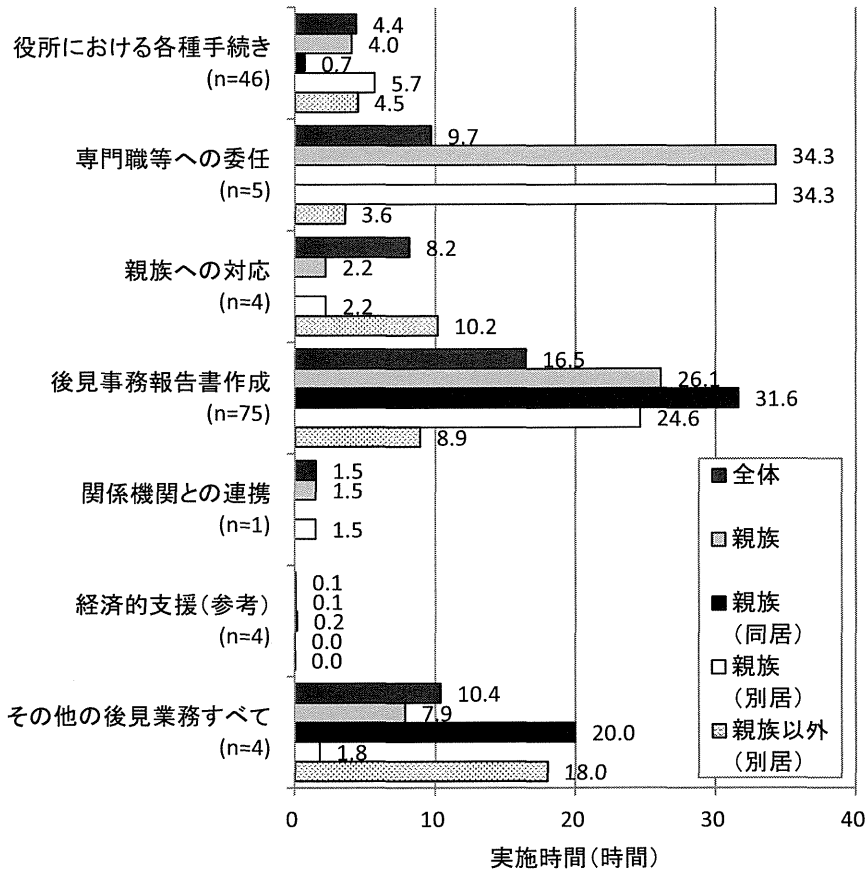
[図13-22] 法的対応の実施時間(1年あたり)[業態別]



### 13.4.6. その他の後見業務の実施時間

次に、その他の後見業務の1年あたりの実施時間について見てみる（図13-23）。

[図13-23] その他の後見業務の実施時間(1年あたり)[業態別]



まず後見人は、毎年提出する必要がある「後見事務報告書作成」に、かなりの時間を費やしている（年 17 時間）という点が注目される。特に親族後見人は、この業務に、第三者後見人（年 9 時間）よりもかなり多くの時間（約 3 倍）を割いている。

この他にも、後見人は「親族への対応」（年 8 時間）や「専門職等への委任」（年 10 時間）などにかかなりの時間を使っていることが分かる。

## 13.5. 後見業務の取扱金額

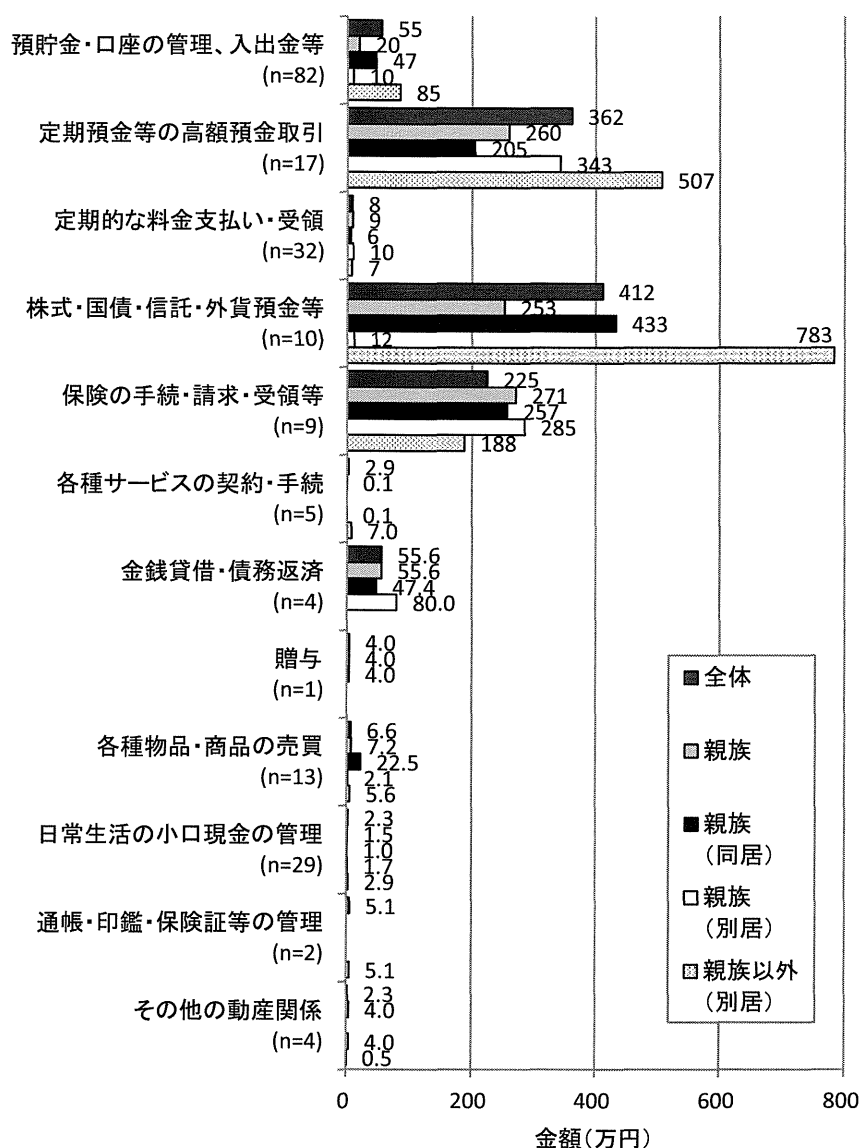
次に、各後見業務の1回あたりの取扱金額について詳しく検討する。

ここにおける業務の取扱金額は、全後見人の平均取扱金額ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均取扱金額のことを意味している。

### 13.5.1. 動産管理の取扱金額

まず、後見人等による動産管理の1回あたりの取扱金額について見てみる（図13-24）。

[図13-24] 動産管理の取扱金額(1回あたり)[業態別]



全体的な傾向として、特定のいくつかの業務についての取扱金額が非常に高額になっている。また一般的に、第三者後見人の方が業務1回あたりの取扱金額が多くなる傾向にある。

まず最も高額な取扱金額になっている業務が「株式・国債・信託・外貨預金等」であり、全後見

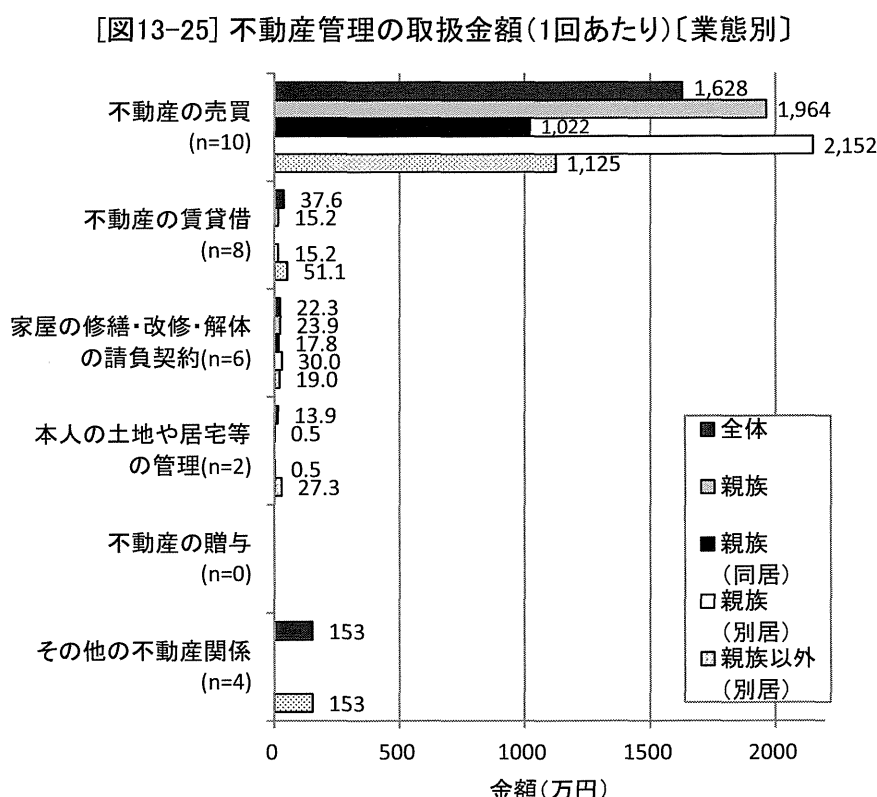
人の平均で1回あたり約410万円となっている。次いで、「定期預金等の高額預金取引」が1回あたり平均で約360万円となっており、さらに「保険の手続・請求・受領等」が同約230万円となっている。

株式や国債等の積極的な投資活動については、本人の資産に応じて極端に大きな金額を扱うケースが一部で見られることから、業態別に顕著な差が現れている。他方、定期預金等の高額預金取引や保険の手続等については、いずれの業態においても一定の割合で実施されており、本人の生活状況の維持や施設等への入所費用を工面するために、1回あたり百万円単位の金額が取引されるケースが多いものと考えられる。

また、その他の業務については、「預貯金・口座の管理、入出金等」と「金銭貸借・債務返済」が、平均でいずれも55万円前後となっている他は、いずれの業務も取扱金額は少ない（1回あたり数万円程度）。

### 13.5.2. 不動産管理の取扱金額

次に、後見人等による不動産管理の1回あたりの取扱金額について見てみる（図13-25）。



すると、取扱金額が圧倒的に高額なのは「不動産の売買」であり、1回あたりの取扱金額は全後見人平均で約1千6百万円にもものぼっていた。

また、その他の業務については、「不動産の賃貸借」が1回あたり平均で38万円、「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」が同22万円などとなっていた。

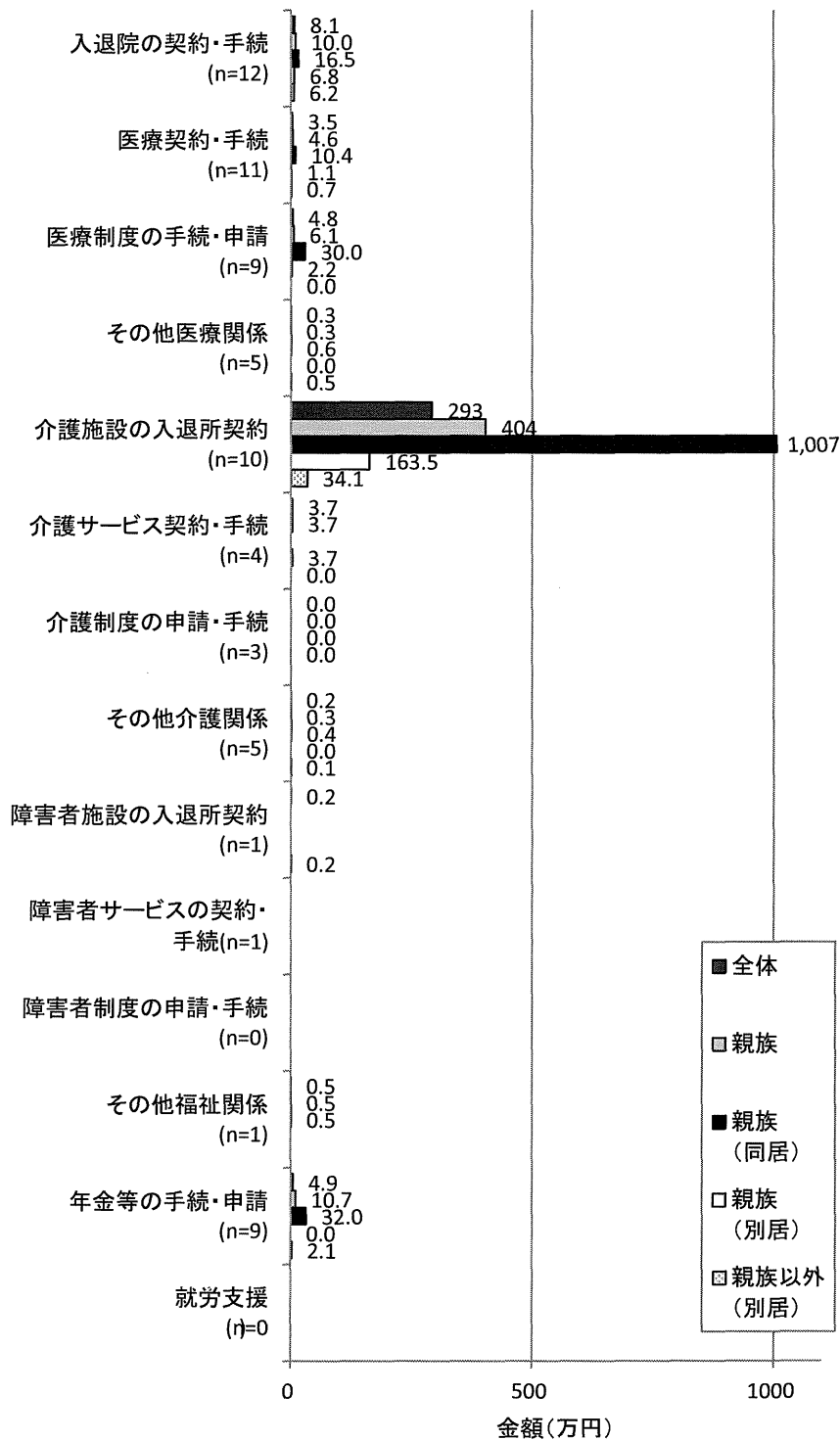
後見開始後、本人が施設等に入所するケースでは、通常、多額の資金が必要となるため、本人の不動産の売却等によってその費用を工面する場合も少なくない。その際、当然のことながら、1回

の売却にともなう取扱金額は非常に高額なものとなる。一方で、本人が自宅に住み続けるための管理（「家屋の修繕等」や「本人の土地や居宅等の管理」）については、10～20万円程度と相対的に低い取扱金額となっている。

### 13.5.3. 身上監護（法律行為）の取扱金額

次に、身上監護（法律行為）の1回あたりの取扱金額について見てみる（図13-26）。

[図13-26] 身上監護（法律行為）の取扱金額（1回あたり）[業態別]



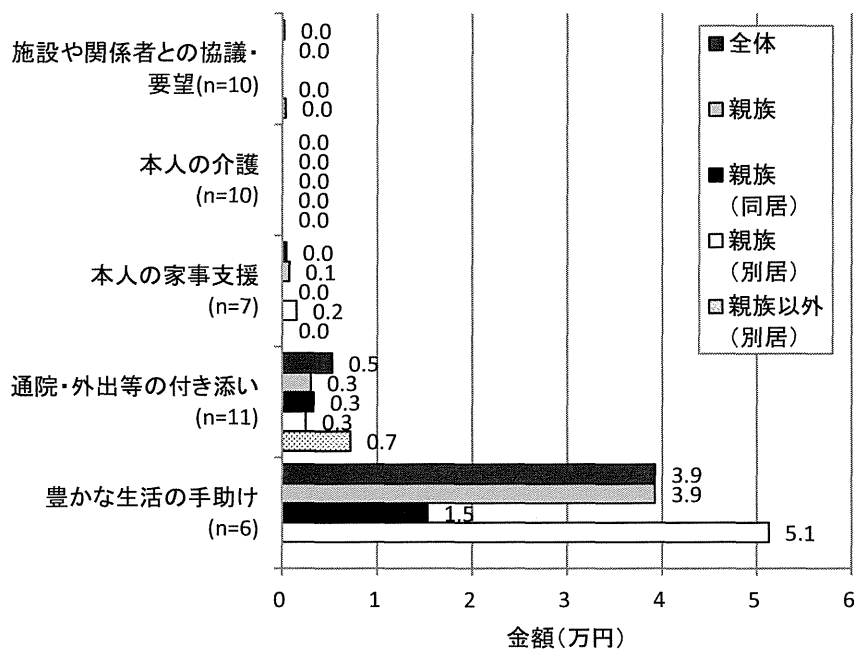
この身上監護（法律行為）において、取扱金額が圧倒的に多いのは「介護施設の入退所契約」であり、1回あたりの取扱金額が平均約290万円となっている。これは、後見開始後に本人が施設等に入所する場合に、入居一時金などの多額の入所費用を支払う必要があるためと考えられる。

他の業務については、「入退院の契約・手続」の1回あたりの取扱金額が約8万円となっているほかは、いずれも数千～数万円程度の金額となっている。これら医療や介護サービスに係る1回あたりの平均的な取扱金額としては、3～4万円程度の金額となっている。

### 13.5.4. 身上監護（事実行為）の取扱金額

次に、身上監護（事実行為）の1回あたりの取扱金額について見てみる（図13-27）。

【図13-27】 身上監護(事実行為)の取扱金額(1回あたり)[業態別]



まず全般的な特徴としては、ほとんどの業務において、取扱金額がほぼゼロとなっているという点がある。「本人の介護」、「本人の家事支援」、「施設や関係者との協議・要望」などの事実行為は、通常、それを行うために多くの時間が費やされるが、他方、お金はほとんど必要とされない。事実行為としての身上監護において必要となるのは、本人の資金力ではなく、むしろその周囲の人々の労働力である、ということが言えよう。

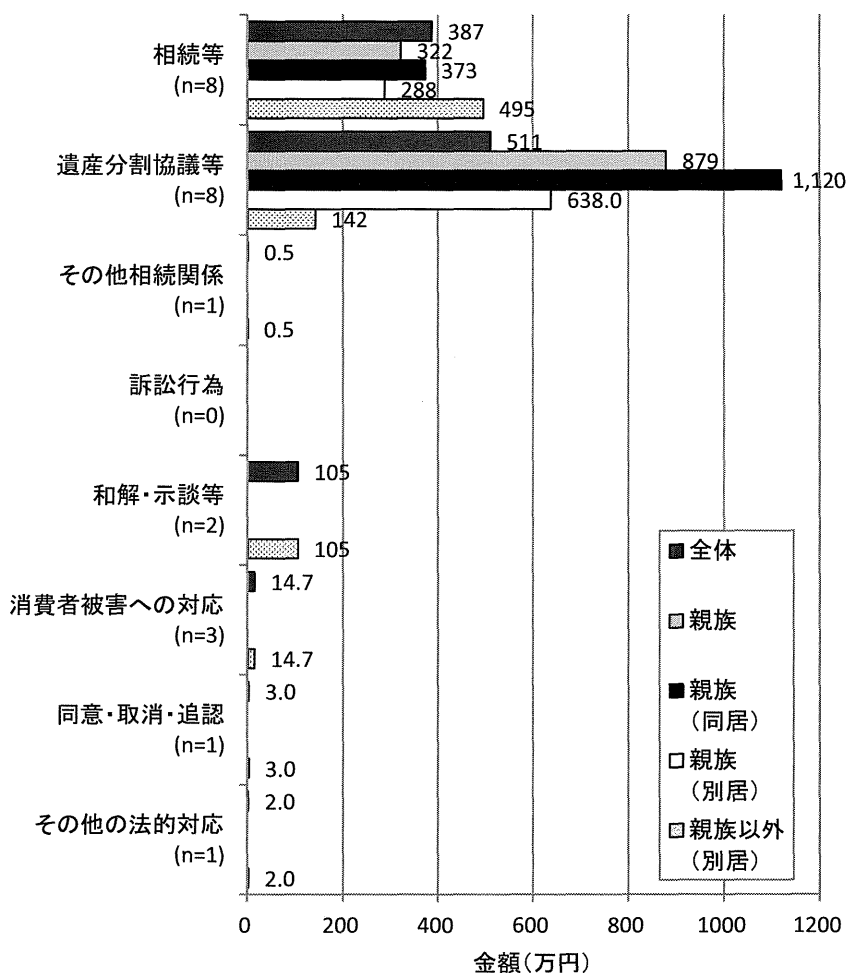
次に、個別の業務を見ると、「豊かな生活の手助け」（趣味、旅行、墓参り等の支援）について、平均で4万円ほど取り扱われている。また、「通院・外出等の付き添い」については、1回あたり平均5千円ほど取り扱われている（これは、おそらく交通費であろう）。



### 13.5.5. 法的対応の取扱金額

次に、後見人等による法的対応の1回あたりの取扱金額について見てみる（図13-28）。

[図13-28] 法的対応の取扱金額(1回あたり)[業態別]



すると、法的対応の各業務の中でも、「遺産分割協議等」において、その平均の取扱金額が最も高く（約510万円）なっていた。ここでは、業態間に大きな差がみられ、親族後見における取扱金額が約880万円である一方、第三者後見では約140万円にとどまっていた。

また、「相続等」の1回あたりの取扱金額も、平均で約390万円と高額にのぼっている。ただ、この「相続等」については、業態間の差はあまり見られない。

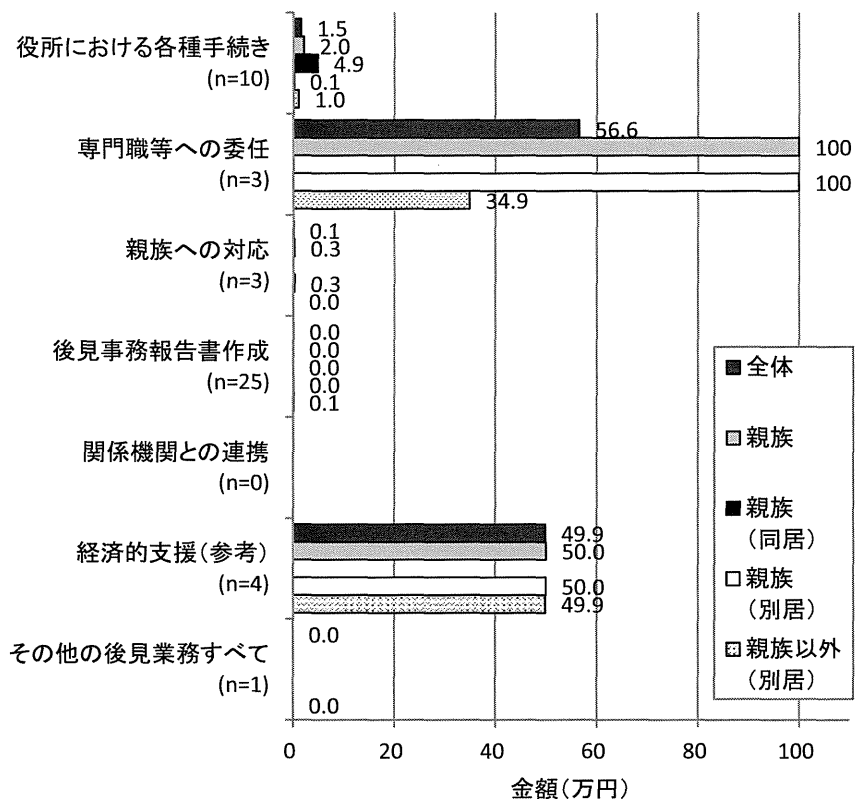
以上のように、相続にしても遺産分割にしても、遺産を扱う業務であることから、当然、その取扱金額も高額なものとなっている。

なお、これら以外の業務としては、「和解・示談等」において、平均約110万円が取り扱われていた。これは、消費者被害等による本人の損害を、和解や示談を通じて取り返した金額と考えられる。

### 13.5.6. その他の後見業務の取扱金額

次に、その他の後見業務の1回あたりの取扱金額について見てみる(図13-29)。

[図13-29] その他の後見業務の取扱金額(1回あたり)[業態別]



ここでは、サンプル数が少ないため少し極端な値となっているが、「専門職等への委任」や「経済的支援」において、50万円前後の取扱がなされている。この点、「専門職等への委任」において、法律専門職等に業務を委託する際に、数十万程度の費用が必要になっているものと考えられる。また「経済的支援」において、本人の生活費等への資金援助として、1回あたり50万円ほどの金額が渡されているという点は興味深い。

他方、「親族への対応」、「後見事務報告書作成」、「関係機関との連携」などは、もともと費用がかかる業務ではなく、その取扱金額はほぼゼロとなっている。

## 14. 後見人の活動に対する評価

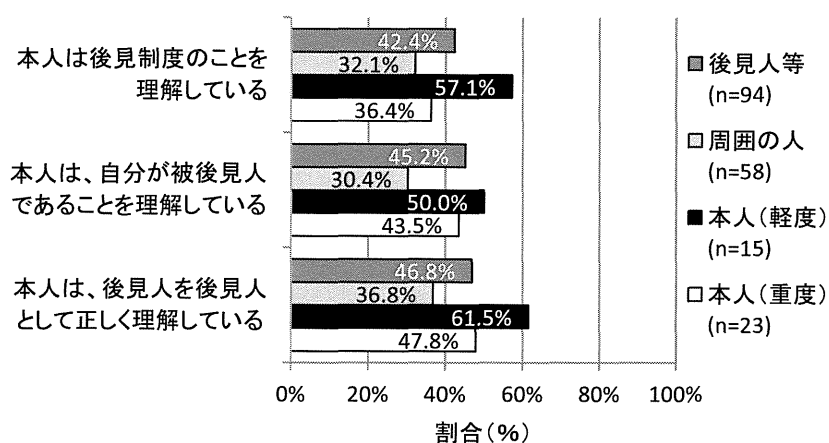
### 14.1. 後見人への評価（本人〔軽度〕、周囲の人、後見人による評価）

ここでは、本人、本人の周囲の人、後見人等の3者それぞれによる、後見人等への評価について、相互に比較しながら、あるいは業態別に、検討していく。

#### 14.1.1. 後見制度に関する本人の理解

はじめに、「後見について本人がどの程度理解しているか」ということについて、後見関係者（後見人等、本人の周囲の人、本人〔軽度〕、本人〔重度〕<sup>8</sup>）それぞれがどのように考えているか、という点について見てみる（図14-1）。

〔図14-1〕 後見に関する本人の理解に対する認識



まず全般的な傾向として、本人（特に軽度な人）は、「自分は後見に関することや、それに係る自身の状況について正しく理解している」と考えている人の割合が高く（全体の50～60%）、逆に、本人の周囲の人は、そのように考える人の割合が低い（同、30%台）という点が特徴となっている。この点、後見人等は、この両者の中間ぐらいの考えを持っている（本人ほど楽観的ではないが、本人の周囲の人ほど懐疑的でもない）。

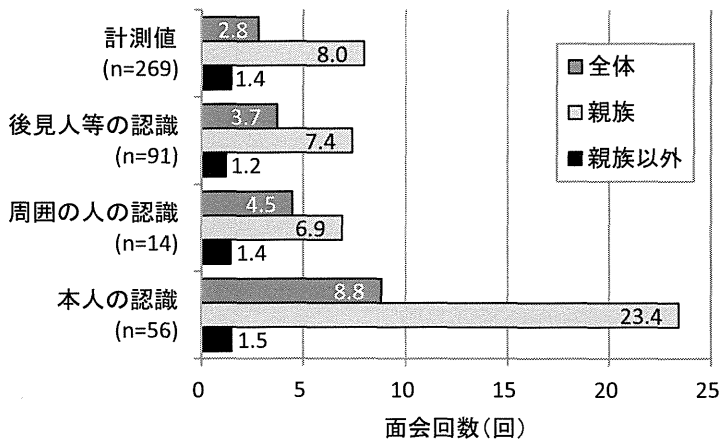
#### 14.1.2. 本人との面会に関する認識

次に、後見人等による本人との面会についての後見関係者による評価を見てみる。

なお、以下の検討において、「本人」とは、症状が軽度の本人（本人〔軽度〕）のことを指す。症状が重度の本人（本人〔重度〕）による評価については後の14.2.で扱う。

<sup>8</sup> ここで「本人〔軽度〕」とは、比較的症状が軽く、おおむね保佐・補助類型に相当する人のことを指し、また「本人〔重度〕」とは、比較的症状が重く、おおむね後見類型に相当する人のことを指す。

[図14-2] 後見人等の面会回数に対する認識



まず、後見人等による1ヵ月あたりの面会回数に対する認識を業態別に見てみる(図14-2)。なお、参考として、実際に後見人等が面会した回数について、より客観的に計測した値も示しておく。

そしてこの計測値によると、親族後見人による面会回数は平均で1ヵ月に8回、第三者後見が同1.4回となっている。

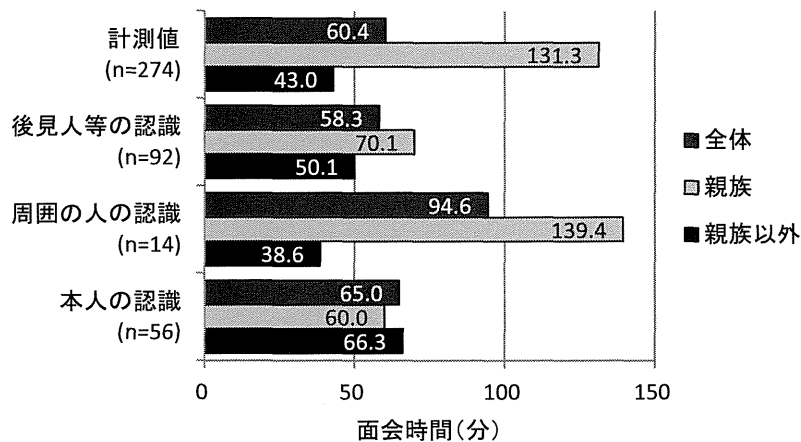
この点につき、後見人等や周囲の人の認識(後見人が1ヵ月に何回本人に面会に来たか、に関する認識)はこの計測値とほぼ同じとなっている。だがこれに

対して、(親族後見における)本人の認識では、後見人は計測値の約3倍ほど(1ヵ月に約24回)自分に会いに来てくれた、と考えている。他方、第三者後見における本人の認識は、計測値と同程度のものではなかった。

親族後見における本人は、おそらくそれが親族であるがゆえに、実際以上に、後見人と頻りに顔を合わせていると認識しているようである。

次に、後見人等による1回あたりの面会時間に対する認識を見てみる(図14-3)。

[図14-3] 後見人等の面会時間に対する認識



まず計測値を見ると、親族後見の面会時間が2時間強、第三者後見のそれは約40分となっており、親族後見の方がかなり長時間となっていた。

これに対し、第三者後見においては、いずれの後見関係者もほぼ同じような認識をしており、その認識は計測値とかなり近いものになっていた(実際の面会時間と、それに対する認識がほぼ合致している)。

一方、親族後見においては、後見関係者間で認識にかなりばらつきがある。具体的には、本人の周囲の人の認識は計測値とほぼ同じであるのに対し、後見人と本人の認識は計測値とかけ離れたものになっている(親族後見人とその本人とは、実際に両者が面会した時間の、およそ半分の時間だけ面会した、と考えている)。